

福山市民病院新本館Ⅰ期開院に係る移転業務委託に関する
公募型プロポーザル実施要領

福山市民病院管理課

目次

1. 業務の目的-----	3
2. 業務概要-----	3
3. 委託費-----	3
4. 選定方法及び契約方法-----	3
5. 参加資格-----	3
6. 参加申込の手続き等-----	4
7. 参加申込書の作成等-----	5
8. プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）-----	6
9. 企画提案書の作成等-----	6
10. 企画提案書の評価及び評価基準-----	7
11. 契約の締結-----	8
12. 失格条件-----	8
13. その他の留意事項-----	9

1. 業務の目的

福山市民病院は、診療機能を維持しつつ、新本館Ⅰ期開院に係る移転を安全かつ円滑に実施するため、移転計画の作成、全体工程管理及び各種医療機器・什器備品等の移転に関して相当の実績、高度な専門性及びマネジメント力を有する者に、福山市民病院新本館Ⅰ期開院に係る移転業務（以下、「本業務」という。）を委託するもの。

2. 業務概要

(1) 業務名

福山市民病院新本館Ⅰ期開院に係る移転業務

(2) 業務場所

福山市民病院（新本館及び既存棟）

(3) 業務内容

別紙「福山市民病院新本館Ⅰ期開院に係る移転業務仕様書」のとおり

(4) 業務履行期間

契約締結の日から 2026 年（令和 8 年）9 月 30 日まで

3. 委託費

- (1) 委託費の上限は、89,980,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。
(2) 委託費の積算は、6. (4) の参考資料をもとに行うものとする。ただし、次の内容は、各指示に従い算出するものとする。

ア 生体情報モニタ

（株）システム環境研究所大阪事務所と調整のうえ、移転のほか機器調整に係る費用も見込むこと。

イ 病棟に係る医療機器等

「医療機器・什器備品等リスト」は、4 病棟分の医療機器等の掲載を割愛している。積算にあたっては、同リスト「4 階」に掲載されている医療機器等を基準量とし、割愛している 4 病棟分に係る移転費用も見込むこと。

4. 選定方法及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価する公募型プロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 過去 10 年間（2015 年 4 月以降）で一般病床 500 床以上の国、独立行政法人国立病院機構、

国立大学法人、都道府県及び市町村が設置する病院又は公的病院（医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう。）において、中央診療機能を中心とした全面的な施設整備における移転業務（一部部門に限った部分移転業務を除く）を元請けとして受託し履行した実績を2件以上有すること。

- (2) 移転業務履行中は、受託責任者及び作業責任者等を専任配置すること。受託責任者及び作業責任者の資格要件は仕様書に記載の内容を遵守すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (6) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (7) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (8) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号又は第3号の規定に該当しない者であること。

6. 参加申込の手続き等

(1) 担当課

福山市民病院 経営企画部 管理課 建設推進担当

住所：〒721-8511 広島県福山市蔵王町五丁目 23番1号

電話：(084) 941-5187（直通）

メールアドレス：shibyou-kensetsu@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告文及び実施要領（募集要項）等の掲載日	2025年（令和7年）12月9日（火）
質問書受付期間（参加申込に関すること）	2025年（令和7年）12月9日（火）から 同年12月16日（火）午後5時まで
質問書に対する回答期限（参加申込に関すること）	2025年（令和7年）12月19日（金）午後5時まで
参加申込書の受付期間	2025年（令和7年）12月9日（火）から 同年12月24日（水）午後5時まで
参加資格確認結果通知日	2025年（令和7年）12月26日（金）正午まで（予定）
質問書受付期間（企画提案に関すること）	2025年（令和7年）12月26日（金）午後1時から（予定） 2026年（令和8年）1月13日（火）午後5時まで
質問書に対する回答期限	2026年（令和8年）1月16日（金）午後5時まで

(企画提案に関すること)	
企画提案書の受付期間	2025年（令和7年）12月26日（金）午後1時から（予定） 2026年（令和8年）1月23日（金）午後5時まで
プレゼンテーションの実施日	2026年（令和8年）2月上旬（予定）
受注候補者の選定通知日	プレゼンテーション実施後（2026年（令和8年）2月上旬予定）

（3）各種資料掲載場所

福山市ホームページにて、公告文、実施要領、仕様書、評価基準、質問書・参加申込書・企画提案書等各種様式、質問回答、審査結果等を掲載する。

（4）参考資料の貸出

2025年（令和7年）12月9日（火）から2026年（令和8年）1月23日（金）までの間、貸出図書申請書（様式9）を提出した者に対し、参考資料「新本館及び既存棟平面図」及び「医療機器・什器備品等リスト」を、6.（1）の担当課において、対面で受け渡すものとする。

（5）質問書の提出及び回答

質問事項がある場合は、質問書（様式第16号）を電子メールで、6.（1）の担当課宛てに提出し、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。また、メール送信の際は、件名に「福山市民病院新本館Ⅰ期開院に係る移転業務委託に関する質問」と記した上で送信すること。質問事項がない場合は、質問書の提出は不要である。

なお、質問に対する回答は、本実施要領等の追加又は修正とみなす。

7. 参加申込書の作成等

（1）提出書類及び部数 次のア～ゾの書類を作成し、各1部を提出すること。

ア	参加申込書（様式第1号）	必須
イ	参加資格審査書類受付票（様式第2号）	必須
ウ	業務実績報告書（様式第3－1号）（5.（1）の証明）	必須
エ	業務実施体制・配置予定技術者（様式第3－2号）（5.（2）の証明）	必須
オ	受託責任者の実績等（様式第3－3号）（5.（2）の証明）	必須
カ	作業責任者の実績等（様式第3－4号）（5.（2）の証明）	必須
キ	誓約書（様式第4号）（5.（3）～（8）の証明等）	必須
ク	担当者届（様式第5号）	必須
ケ	使用印鑑届（様式第6号） (実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。)	該当者のみ
コ	委任状（様式第7号） (契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。提出した場合、受任者の印鑑証明は不要。)	該当者のみ
サ	市税の完納証明書（＊）、又は申立書（様式第8号）	どちらか

	(原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。 ただし、本市における納税義務がない者は申立書(様式第8号)を提出すること。)	必須
シ	納税証明書(*) (写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書 (その3未納の税額がないこと用))	必須
ス	商業登記簿謄本(*) (写しでも可)	必須
セ	印鑑証明書(*) (原本)	必須
ソ	提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表 (法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、 「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し)	必須

※(*)については、提出日の3か月前の日以降に発行されたものを提出すること。

(2) 提出方法

ア 6.(1) の担当課宛てに持参又は郵送で提出するものとする。

持参での提出は、受付期間のうち土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までの間、受け付けるものとする。なお、持参する旨、事前に電話連絡をすること。

郵送での提出は、「簡易書留」での郵送とし、受付期間の最終日の午後5時必着とする。

イ 様式ごとに指定された添付の書類を順番にまとめ、A4縦のフラットファイル(左綴じ)に綴る。(A3の書類がある場合はZ折りで綴じ込むこと。) フラットファイルの背表紙と表表紙に「(貴社の社名) 参加申込提出書類」と表記し、各提出書類にはインデックスを貼り、分かりやすいようにまとめること。

8. プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

(1) 参加資格確認結果の通知

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を電子メールにて通知する。

(2) 参加申込書の提出者がいない又は1者のみの場合の取扱い

参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。また、参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行う。

9. 企画提案書の作成等

(1) 提出書類

企画提案書（様式第10号）
委託見積書（様式第11号）
業務提案：移転計画の策定（ア）（様式第12号）
業務提案：移転準備の体制（イ）（様式第13号）
業務提案：物品搬送・患者移送支援業務（ウ）（様式第14号）

(2) 提出部数

ア 正本 1 部

様式第 10 号から第 14 号の書類を順番にまとめ、A4 縦フラットファイルに綴る。
(左綴じ) (A3 の書類は Z 折りで綴じ込むこと。) フラットファイルの背表紙と表表紙に
「(貴社の社名) 企画提案書等」と表記し、とじ込み各提出書類にはインデックスを貼り、
分かりやすいようにまとめる。全て片面印刷とすること。

イ 副本 10 部

様式第 12 号から 14 号の正本の写しを、容易に散逸しないようホチキスで止めて提
出すること。全て片面印刷とすること。

ウ 様式第 10 号から第 14 号が入った電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 1 部

※全て PDF 形式にすること。

(3) 提出方法

7. (2) のアと同様とする。

(4) 提出書類の注意事項

ア 提案書は仕様書等を踏まえたものを作成すること。

イ 各提案事項は、フォントサイズ 11 ポイント以上で作成する事。(図表の説明等やむを得
ない場合はこの限りではないが、提出された資料において読み取れない場合は評価の対象
とならない場合があるので注意すること。)

ウ 様式第 12 号から 14 号については、参加者を特定することができるような情報 (社名
等) を記載しないこと。

10. 企画提案書の評価及び評価基準

9 で提出された企画提案書をもとに福山市民病院新本館 I 期開院に係る移転業務評価委
員会 (以下「評価委員会」という。) で評価を行う。

(1) プレゼンテーションの実施

ア 実施日

2026 年 (令和 8 年) 2 月上旬 (予定)

※後日、企画提案書提出者に通知する。

イ 実施場所

福山市民病院

ウ 出席者

5 人以内とする。

エ 企画提案の所要時間

・ プレゼンテーション 15 分程度

・ 評価委員からの質疑 20 分程度

オ 留意事項

・ 専任配置される作業責任者がプレゼンテーションを行うこととする。

・ プレゼンテーション及び質疑の順番は、事務局がくじ引きにより決定し、企画提案書
提出者に後日通知する。

- ・プレゼンテーション中に参加者を特定することができるような表現をしないこと。
- ・プレゼンテーションの参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・指定の時間に遅れた場合には、審査対象とはならない。

(2) 評価項目・評価基準

別表のとおり。評価委員会における評価が高い順に事業管理者が本業務の受注候補者1名、次順位者1名を特定する。

(3) 選定結果の通知

企画提案書の提出者全員に選定結果を電子メールにて通知する。なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したことを通知するものではない。通知後、当院と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(4) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して、15日以内に書面（任意様式）により、事業管理者に対して非選定理由の説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行う。

(5) 企画提案書の提出者がいない又は1者のみの場合の取扱い

企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

(6) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は見積書の金額が低い者を、受注候補者として特定する。

1.1. 契約の締結

- （1）本業務の契約は、評価委員会を経て事業管理者が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結する。
- （2）仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と当院との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9.（1）で提出した委託見積書の額と同額になるとは限らない。
- （3）事業管理者が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行う。

1.2. 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- （1）提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 委託費の上限を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと当院が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると 当院が認めた場合
- (6) その他、当院の指示に違反する場合

1 3. その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断する。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書・企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式第15号）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ当院との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、当院は契約を解除できるものとする。この場合、当院に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して当院は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (18) 本プロポーザルに関連し知り得た情報については、当院の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはいけない。

- (19) 本プロポーザルは、2025年（令和7年）12月議会で関係予算の議決を得られなかつたときは、取り消すものとする。その場合、当院はプロポーザル参加者の被つた損害を賠償する責を負わない。
- (20) その他、本実施要領に定めのない事項については、当院の指示に従うものとする。